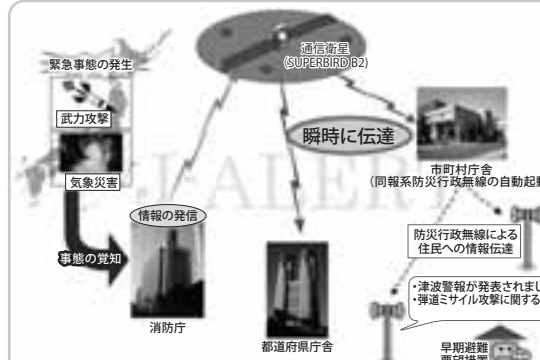


# 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

全国瞬時警報システム(以下「J-ALERT」とは、左記の図のとおり、衛星通信と市の同報無線(屋外スピーカー)を利用し、緊急情報を市民へ瞬時に伝達するシステムのことで。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害(地震、津波等)や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から市民まで直接瞬時に」伝達することができるという点がJ-ALERTの最大の特長です。市民に早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待されます。



下田市においても平成20年度に整備し、今年度4月から運用を開始しております。今後、次のような緊急事案が発生した場合は、休日や夜間を問わず、瞬時に同報無線より放送されます。

- J-ALERT**  
で伝達される情報
1. 緊急地震速報
  2. 大津波警報、津波警報
  3. 津波注意報
  4. 緊急火山情報、臨時火山情報等(注1)参照
  5. 気象警報等(注2)参照
  6. 震度速報
  7. 東海地震予知情報等
  8. 弾道ミサイル情報
  9. 航空攻撃情報
  10. ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
  11. 大規模テロ情報
- 注1 対象地域外のため「切」に設定してあります。  
注2 警報頻度が多いため「切」に設定してあります。

問合せ先  
市民課防災係  
☎22215

## 下田市災害時要援護者事業

◆災害時要援護者台帳・登録のご案内◆

市では、災害時に高齢者や障害者の方などに適切な支援が行えるよう災害時要援護者台帳の作成を進めており、700件を超える登録申し込みをいただきました。申し込みをされた方につきましては、現在、処理を進めております。まだ登録申し込みをされていない方で、登録を希望される場合は福祉事務所またはお近くの民生委員へご連絡ください。

### 災害時要援護者台帳とは

災害が起きたとき、高齢者の方や障害者の方の逃げ遅れがないよう、現在の健康状態や生活状況等を記入していただいた用紙を地区ごとにまとめていただきます。この台帳は、下田市、区長、民生委員、関係機関(社会福祉協議会、消防、警察)が保管し、主に避難誘導や安否確認などに活用します。

なお、災害発生時は、皆さんが安全に避難できるように、市でも取り組みますが被災状況によっては、登録をしても支援ができない場合があります。登録するには、提出用台帳に必要事項・ご自身の現在の状況などを記入し、提出用紙を郵送してください。

問合せ先  
福祉事務所  
☎22216



## 新型インフルエンザ

～「かからないために」「うつさないために」～

■新型インフルエンザも、他の病気と同様、日頃からの予防が大切です。

- 「頻繁な手洗い(石鹸を使う)」、「うがい」を心がけましょう。
- 咳やくしゃみをする際は、「咳エチケット」を守りましょう。

「咳エチケット」とは?  
・咳やくしゃみが出たときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周囲の人から顔をそらしましょう。  
・使用したティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。  
・その後すぐに、手洗いしましょう。手洗いをする前は、不必要に周囲に触れないよう、注意しましょう。

■かかったかなと心配な時は、「発熱相談センター」に相談してください。

- 海外から帰国した後7日以内で、急な発熱や咳が出る時などは、病院へ行く前に保健所にある「発熱相談センター」に電話をしてください。

■これまでのところ、早期に適切な治療を受ければ、おそれる心配はありません。

- タミフルやリレンザといった薬品も治療効果が認められており、国や都道府県などで、約3,800万人分の備蓄があります。

■政府・各自治体が発表する情報に十分注意して、冷静な対応をお願いいたします。

相談窓口

|                  |          |
|------------------|----------|
| 賀茂保健所発熱相談センター    | ☎24-2230 |
| 賀茂保健所地域医療課       | ☎24-2052 |
| 問合せ先 健康増進課健康づくり係 | ☎22-2217 |

## 成人歯科検診を実施します

歯周病の早期発見・予防のために、成人歯科検診を実施します。年に1回は、自分の歯の健康状態をチェックしましょう。

全身の健康は、歯の管理からと言っても決して過言ではありません。自分の歯は、自分で守るという意識を持ちセルフケアを心がけるとともに歯科専門医によるプロフェッショナルケアも是非この機会にうけてください。



対象 20歳以上の下田市民  
申込 当日会場で受付します  
(先着30名程度で終了予定)  
日時 7月2日(木)、15日(水)、16日(木)、8月25日(火)  
午後1時30分～午後2時45分  
会場 市民文化会館大会議室  
(ただし、8月25日は基幹集落センターで実施します。)  
受診料 無料  
健康増進課健康づくり係  
問合せ先  
☎22217

## 夏の海水浴場駐車場割引制度のお知らせ

下田市と下田市夏期海岸対策協議会では、子育て支援サービスの一環として、夏の海水浴場駐車場の割引制度をスタートします。素晴らしい水質と美しい自然景観に囲まれた下田の海水浴場で、お子さんと一緒にたくさん思い出を作ってください。

- 利用できる施設と割引内容**
- ・白浜中央海水浴場駐車場
  - ・白浜大浜海水浴場駐車場
  - ・吉佐美大浜海水浴場駐車場
  - ・グリーンエリア駐車場
- 右記の各駐車場で利用料金が500円引きになります。
- ※下田市と下田市夏期海岸対策協議会の運営駐車場に限り有効(民間駐車場は対象外)  
※利用できる期間は各海水浴場の開設期間に限られます。

**利用対象者・条件**  
下田市に住民票を有する未就学児(平成15年4月2日以降生まれが対象)がいる世帯でお子さんと保護者(同居の親族を含む)の方が同乗して駐車場を利用すること。

**利用方法**  
下田市が発行する「下田っ子駐車場優待券」の交付を必ず事前に受け、駐車場を利用する際に、各駐車場の料金収受所において優待券を提示してください。

**《優待券交付の方法》**  
交付期間  
7月1日～8月31日(土・日・祝祭日を除く)

**交付場所** 保育所、幼稚園の在園児については各園を通じて案内、交付します。それ以外の方は福祉事務所交付します。(なお、優待券は1世帯1枚となります。)

**交付方法** ご本人を確認できる証明(運転免許証など)を持参し、所定の申請書に記入後、交付します。

問合せ先  
企画財政課  
☎22212



## 市役所からのお知らせは vol.10

### 市民税係からの お知らせとお願い

**今年の「市県民税」法改正は?**  
近年、市県民税は景気対策など、国の政策を世の中に反映させるために法律の改正が多く、複雑になっています。

今年の法改正の目玉は10月の年金支給分から始まる市県民税(個人住民税)の年金天引きです。下田市では市町村合併協議中であることから特例により、この制度の実施を延期させていただくことになりました。

**「市県民税の申告」をお忘れなく!**  
市県民税の申告は市県民税の税額の計算だけでなく、保険料・料、保険給付金、年金免除申請、保育料、市営住宅、福祉サービス等を正しく判定するための基礎になります。

申告をされていないと判断される方には、6月以降に市県民税の申告書を郵送させていただきますので、税務申告にご協力をお願いいたします。

### 忘れていませんか? 原付バイクの申告

原動機付自転車の譲渡をしたのに、名義の変更の手続きをしていないとか、解体業者・回収業者へ渡したのに廃車(ナンバー返納)手続きをしていないということがあります。

所有者の変更や廃車などの申告手続きをしないと、4月1日時点の登録状況により軽自動車税の納税通知書が送られます。トラブルの元になりますので、標識交付証明書の記載事項に変更がありましたら、税務課市民税係(8番窓口)までお問い合わせください。

今回紹介させていただきましたが、市県民税・軽自動車税など税金に関して疑問等ございましたら、税務課までお気軽にお問い合わせください。

市民の皆様へわかりやすくをモットーに頑張っていますので、これからよろしくお願いたします。



(税務課 土屋 智紀)